

令和3年度白井市入札等監視委員会（第2回）

会議録

- 1 日 時 令和4年1月28日（金） 午後1時45分から
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員
板橋財政課長、佐藤主査、浅見主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 令和3年度第2回会議
議題
 - （1）令和3年度上半期分 一般競争入札契約の審査
 - （2）令和3年度上半期分 指名競争入札契約の審査
 - （3）令和3年度上半期分 随意契約の審査
 - （4）その他
 - 3 閉会

議題に入る前に2件、報告がございます。

まず1点目ですが、今年度から工事の入札方法に変更がございまして、昨年度までは130万円を超えて1,000万円未満の案件は指名競争入札を行っていましたが、今年度からすべて一般競争入札で行うこととなりましたのでご報告します。

本来なら前回会議の際にご報告するところ、報告が遅れまして申し訳ございませんでした。

次に、前回会議で、見積を1者からしか取らずに設計した案件について、その理由を報告するよう指示がありましたので、担当課の回答を報告させていただきます。本日お配りした資料をご覧ください。

1つめのサーマルカメラ購入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、早期に納品することで、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び市民の安心に繋げることを目的として、令和2年11月上旬に検討を開始し、11月20日開催の内部会議に諮る必要があったことから、仕様の決定及び設計・積算までの期間が短く、参考見積の徴取が1者のみとなったものです。

今後は、計画的な事業執行に努め、複数者の参考見積を基に設計・積算を行うことを徹底いたします。との回答がありました。

2つめの【債】児童・生徒及び教職員健康診断業務委託については、再度確認したところ、2者から参考見積を取っていたことが判明しました。この2者のうち、低い価格の見積もりを採用したところ、入札価格が同額となり落札率が100%となったものです。

以上で報告を終わります。

委員長

それでは、これより議事に入ります。

議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ございます。

1点目は質疑等がある場合は、項目ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1「令和3年度上半期分の一般競争入札契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

議題1 令和3年度上半期 一般競争入札契約の審査について

事務局

それでは、令和3年度上半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたりいただきましたご質問への回答も併せてご説明させていただきます。

説明資料につきましては、事前に送付させていただいた追加資料の1ページから13ページとなります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しております。

また、設計金額が130万円を超えて1,000万円未満の工事については、令和2年度までは指名競争入札でしたが、令和3年度から一般競争入札に変更しましたので、工事の一般競争入札の案件数が増加しています。

それでは、1ページをご覧ください。

「白井市民プール気流ポンプ交換工事」について、ご説明いたします。

本工事の執行理由は、「白井市民プール施設にある流水プールの気流ポンプが経年劣化により動作不良を起こしており営業に支障が生じることから交換工事を行うもの」です。

入札参加資格要件等を、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「機械器具設置工事」又は「管工事」に登録がある者
- ・格付け等要件はAからC
- ・地域要件は、千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- ・実績要件は、

平成27年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注したプール施設の修繕工事を、元請けとして施工した実績がある者

という要件で行いました。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数ともに 1 者 でした。

金額につきましては、

予定価格、落札価格とも 税抜き 1,900,000 円、契約金額 税込で 2,090,000 円、落札率は 100% です。

落札者は、光伸株式会社となっております。

この案件には、委員より 1 つ、ご質問をいただいております。

「落札率が 100% だが、理由として考えられるものは何か。」ということで、

工事内容は複雑・特殊なものではありませんが、ポンプ本体を取り扱う事業者が限られていることから、結果として競争原理が働かなかったと思われます。

なお、近隣で対応可能な事業者は応札した1者しか把握していませんでしたが、随意契約できる根拠は持ち合わせていなかったため、一般競争入札を実施したものです。

続きまして3ページのNo.4 2「学習用端末充電器購入」についてご説明いたします。

執行理由は、「学習用端末を使用した家庭でのオンライン学習等を行う際に必要となる持ち帰り用の充電器を購入するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「電算機・電算用品」中分類「コンピュータ周辺機器」に登録がある者
- ・地域要件は千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- ・実績要件は、平成28年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等へ電算関係機器を納入した実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも5者でした。

金額につきましては、

予定価格、落札価格とも税抜き15,365,600円、契約金額 税込で16,902,160円、落札率は100%。

落札者は、富士電機 IT ソリューション株式会社千葉支店 となっております。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「落札率が100%だが、理由として考えられるものは何か。」ということで、

新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用した事業であり、学校の夏季休業前に配付できるよう調達することが急務であったため、複数者から見積徴取する時間の余裕が無く、1者のみから徴取したことが理由であると考えられます。

続きまして5ページのNo.6 1「【長期】舞台管理業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「舞台管理業務（舞台運営及び音響・照明の操作）については、専門的な知識・技術が必要なことから委託するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「広告・催事」中分類「音響・照明操作」に登録がある者
- ・地域要件は千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- ・実績要件は、平成28年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等と舞台管理業

務の委託契約を1年以上継続して履行した実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも1者でした。

金額につきましては、

予定価格は税抜き46,100,040円、落札価格は税抜き33,580,000円、契約金額 税込で36,938,000円、落札率は72.84%。

落札者は、有限会社イジーミュージックハウスとなっております。

この案件には、委員より3つ、ご質問をいただいております。

1つめは「業務内容と期間は」ということで、

文化会館の舞台運営及び音響・照明機材の操作、設営、機器の管理を行うもので、期間は3年間です。

2つめは「予定価格はどのように算出したのか。」ということで

3者から見積を取り、その平均値としました。

3つめは「一般競争入札ではなく、価格以外に同種業務の実績、担当者の経験等も反映できるプロポーザル方式を採用することは検討しなかったのか。」ということで

資格要件を備えていれば業務内容から価格による競争で支障がないため採用しませんでした。演出を伴う貸館では、利用者が専門事業者にお願いしています。

続きまして7ページのNo.6 2「【長期】給食調理業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「障害児の多くが偏食や摂食（咀嚼・嚥下など）につまづきを持っていることが多く、日常生活の自立を促していくために、専門的な指導が必要です。

また、給食を通して食事の中でのマナーやコミュニケーションを育て、社会性の発達を促したり、色々な素材、味や食形態に触れることで食幅を広げていけることが期待できます。

これらのことにより、センターに通所する障害児及び保護者に食事に対する指導が必要なことから給食を実施するため、給食業務を委託するもの。」です。

今の部分で1つ誤字がありました。「しょくはば」の「しょく」が職業の職になっていますが、「食べる」の方の「しょく」です。申し訳ありません。

次に、入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「医療・医事・給食」中分類「学校・寮給食」に登録がある者

- ・実績要件は、平成28年度から本件公告日までに、アレルギー対応食、離乳食、摂食が難しい子に対応した食事を提供している福祉施設や幼稚園・保育園・小学校給食の受注実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも5者でした。

金額につきましては、

予定価格 税抜き 17,028,000 円、落札価格 税抜き 15,300,000 円、契約金額 税込で 16,830,000 円、落札率は 89.85%。

落札者は、一富士フードサービス株式会社となっております。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「参加者間の入札額に大幅な差が生じた理由として考えられることは何か。」という
ことで、

市で指定した業務内容は細かく、また作業量も多いため、人材の確保に対する考え方に差が出て、社ごとに人件費に差が生じたものと推察します。

続きまして9ページのNo.67「【長期】校務用パソコン等賃貸借（令和3年度）」についてご説明いたします。

執行理由は、「現在、再々リースを行っている校務用パソコン等について、令和3年8月末をもってリース期間満了となることから、機器更改を行うもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「リース」中分類「電算機」に登録がある者
- ・実績要件は、平成27年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等へ電算機器を納入した実績又はリース契約を1年間以上履行した実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数は3者、入札参加者数は2者でした。

金額につきましては、

予定価格は税抜き 38,514,000 円、落札価格は税抜き 18,000,000 円、契約金額 税込で 19,800,000 円、落札率は 46.74%。

落札者は、NEC キャピタルソリューション株式会社となっております。

この案件には、委員より2つ、ご質問をいただいております。

1 つめは「落札率が46.7%に止まり、落札者以外の入札者も予定価格に比べると低い額となっているが、どのように予定価格を設定したのか。」ということで、

事業者から徴取した見積書を参考として、定価に割引率(35%)をかけて積算しました。

2 つめは「予定価格に比べて入札額が全般的に低額となった理由として考えられるものはあるか。」ということで

推測ですが、大量調達による更なる割引が可能であったこと、また、同等品可としたため、各メーカーが低額で調達できる機器を選定したことが理由であると考えます。

続きまして11ページの一般競争入札No.7、指名競争入札No.72「仕切弁修繕工事(R3-1)」についてご説明いたします。

こちらは最初に一般競争入札を行って不調となったため、指名競争入札により2回目の入札を行ったものです。

執行理由は、「西白井1丁目地先において仕切弁の弁体ゴムのはく離が原因であるきょう雑物が水道水に混入していることから、その対策として、仕切弁の弁体ゴム交換工事を実施するための土工と道路復旧を行うもの。」です。

一般競争入札の入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者
- ・格付け等要件はAからD
- ・地域要件は、白井市内に本店(社)を有する者
- ・その他の要件は、入札参加申請期間終了までに白井市税の滞納がなく、かつ、白井市税が不申告でない者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数、入札参加者数とも1者でした。

次に指名競争入札の業者選定については、

- ・指名業者数は8者。
- ・指名理由については、名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている業者のうち、格付けがBからCの準市内業者や近隣市の業者を基本として選定しました。

入札は1者で7者が辞退となっています。

一般競争入札、指名競争入札とも入札不調に終わっています。

この案件には、委員より3つ、ご質問をいただいております。

1つめは「2回にわたって入札不調となったが、理由として考えられるものは何か。」ということで、

夜間工事で工事規模が小さく、仕切弁本体の修繕工事は製造会社が行うため、土木業者に現場待機等が発生する等、施工性、採算性が低い事が理由と考えられます。

2つめは「1回目から2回目に臨むにあたり変更点はあったか。」ということで

一般競争入札から、指名競争入札に変更しました。

併せて、市の基準では5者指名のところ8者を指名しました。

3つめは「指名競争入札の際に多数の辞退が生じた理由として考えられることは何か。」ということで

夜間工事、工事規模及び施工性が検討課題となりましたが、令和2年度に同様の工事を発注し、執行できていますので辞退は個々の理由によると考えられます。

なお、辞退理由は

- ・技術者の確保が困難 2者
- ・下請け業者の確保が困難 2者
- ・作業員の確保が困難 1者
- ・採算が合わない 1者
- ・会社都合による 1者 となっています。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。質問等がある方はご発言願います。

なお、質問の際には、審議事案説明書の事業名、あるいは、No. をおっしゃっていただければと思います。

委員

No.33について、こちらに関して1者だけしか出てこなかったということですが、参考見積も入札された1者からのみということでよろしいですか。

事務局

そのとおりです。

委員

No.6 7について、そもそもの予定価格自体が割引率35%で、そこから更に46.74%の落札率であると半値以下の落札になったと思います。今回の値が下がった推測の中に大量調達とありましたが、大量というのはどのくらいの台数だったのでしょうか。

事務局

132台です。

委員

その機器というのは、パソコンでしょうか。

事務局

パソコンと周辺機器等の付属品です。

委員

それらが各メーカーで低額で調達できる機器を設定したということで、定価の半分以下になったということですね。

委員

No.6 1について、6ページの「予定価格はどのように算出したのか」という質問で3者から見積もりを取ったということですが、実際には入札の資格確認申請者数や入札参加者数が1者になっています。こちらの3者というのは白井市以外の業者も含めて3者に見積もりを依頼したということでしょうか。実際の入札が1者なのは何故でしょうか。

事務局

1者は実際の落札者になり、残りの2者をどこの業者から取ったのかということは申し訳ありません、確認していないのですが、恐らく市内の業者ではこれができる業者がないと思われるため、白井市以外の業者かと思われます。

今の委託業者から1者取って、あとは他の自治体で受託しているところから取る、というのが普通であるため2者取っていると思います。

ただ、手が回らないためか、当市には1者しか入札しなかったということになります。

委員

そもそもこの案件に入札できる会社が1者しかいなかったということですか。

事務局

資格としては63者ありますが、入札に参加したのは1者だということです。

委員

13ページについて、指名競争入札の辞退が多い理由という質問の回答の中で、「辞退は個々の理由によると考えられる。」ということで、実際に個々の理由が細かくわかったのはどのようなことからでしょうか。

事務局

入札を辞退される業者から辞退届というのを提出させており、そこに辞退理由を記入していただいているので、それを記載させていただきました。

委員

実際に辞退した会社がこのような理由を申し出ていたということですね。わかりました。

委員

6ページについて、今回3年間の舞台運営の色々な機器の管理等が業務内容ですが、毎年どのような催し物がこの文化センターで行われるのかということが、ある程度3年間の見通しがないとこのような積算はできないと思います。

新しい催し物や、予定していた催し物が消えてしまうことや、3年後に当初予定していた件数を上回る・下回る場合の催し物の件数の見通し、この辺りの契約内容は3年後どうなるのでしょうか。

事務局

3年間のうち何日分業務があるかは予め示しており、実際にそのとおりに行われることはなかなかないため、契約の際に3年間まとめてではなく単価契約という形で契約をし、実際に行った日数に応じて業者に委託料を支払うという契約内容になっています。

そのため、催し物の件数が前後しても対応できるような発注をしているところです。

委員

落札金額の33,580,000円というのは想定している日数に対しての金額のため、3年後にはこれが最終的な精算という形で変更契約を結ぶということですか。

事務局

変更契約を行わなくても良いように単価契約になっており、月毎の支払いになると思います。ただ、総量がわからないと業者はどれくらい仕事が割り振られるのかわからず積算できないため、予め総量は示しています。総量につきましては年間計画を参考にしているため、比較的近い金額を出せると思います。

近年の新型コロナウイルスのような問題で軒並み中止になってしまうとズレは生じますが、通常はそのようなことはなかなかありません。

委員

10ページについて「見積もりを参考として定価に割引率をかけて積算した。」ということで、パソコンを何百台、あるいはその周辺機器を何百台ということを経営に提示をして見積もりを取ると思うのですが、どういう状況で提示して見積もりがきたのか、一方、定価と割引率の関係が理解できないため、教えていただきたいです。

事務局

まず、事業者から参考に見積もりをいくつか取っており、条件は皆さん同じようにしています。その見積もりの額が品物の定価よりも概ね3割程度低い金額で出され、当市の設計にあたってはどこも3割程度は引いてくることがわかったため、定価から35%引いたものをそのまま予定価格としています。

委員

市場価格ということですか。

事務局

予算要求では定価で示してくる会社はなかなかおらず、大体7から8掛けが平均的です。備品によっても異なるため、市場価格を調査して35%が適切であると判断したと思いますが、それよりも安価になってしまったということになります。

委員

先ほどご説明にありましたが、一般競争での入札が中止や不調になったため今回このように指名競争にしたというのがNo.7から72の中であるのはわかるのですが、このような事例が今回細かく見ていくつかありました。

数年前までは1件ずつ、No.71のように指名競争で執行というように書いていたが、No.3のように入札中止とあるのみでは、必要であった工事は行われなかったのかと思っております。No.3、No.7、No.35、No.46など。

1件ずつ確認することはなかなか難しいため、前後のリンク付けをお願いします。

事務局

申し訳ございませんでした。次年度以降工夫させていただきます。

続きまして議題2 令和3年度上半期指名競争入札契約について説明いたします。

14ページをご覧ください。

No.89「大規模盛土造成地変動予測調査業務（第二次スクリーニング計画の作成）委託」についてご説明いたします。

執行理由は「第一次スクリーニングで抽出した大規模盛土造成地18箇所について、

地番調査等の詳細調査を実施すべき盛土の優先度を判定するための第二次スクリーニングの計画の策定を行うもの。」です。

業者選定については、

- ・指名業者数は7者です。
- ・指名理由については、名簿の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」中分類「土質及び基礎」に登録があり、他の地方公共団体において同種業務の実績がある者を選定しました。

入札は7者となっています。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが5,040,000円に対し、落札価格 税抜きで2,750,000円、契約金額 税込で3,025,000円、落札率は54.56%です。

落札業者は、玉野総合コンサルタント株式会社となりました。

この案件については、委員より3つ、ご質問をいただいております。

1つめは「業務の目的、内容はどのようなものか。」ということで、

大地震時に災害発生の恐れが大きいとされる大規模盛土造成地について、国が実施した第一次スクリーニング調査結果を元に、第二次スクリーニングを優先的に実施するための計画策定を目的とし、基礎資料の整理、現地踏査、宅地カルテの作成等を行う業務です。

2つめは「予定価格はどのように算定したのか。」ということで、

当該業務において実績のある複数者から見積書を徴取し、見積書を参考に設計書を作成しました。

3つめは「熱海市での多数の死者が生じた盛土流出事故例等を踏まえ、今後の盛土造成の対応に資するものか。」ということで

本業務は、熱海市事故以前のものであり、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等の際に、大規模に谷を埋めた盛土造成地の崩落等が多発したことに対応し、造成地の安全性を図るため、滑動崩落の恐れがあるとされる大規模盛土造成地を対象に調査を行うものです。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。質問等がある方はご発言願います。

なお、質問の際には、審議事案説明書の事業名、あるいは、No. をおっしゃっていただければと思います。

委員

予定価格の算定にあたって見積書を徴取した実績のある複数の方々というのは、今回の指名競争入札に参加された中には含まれているのでしょうか。

事務局

具体的に1社ずつ確認を取ったわけではありませんが、今回は指名競争入札のため、指名しない事業者から見積もりを取るということは通常行わないので、おそらく入っていると思います。

委員

国が実施した第一次スクリーニング調査結果を基に、第二次スクリーニングを優先的に実施する計画策定を目的にとありますが、これは第二次スクリーニングを行うための準備調査という理解で良いのでしょうか。

事務局

大丈夫です。

次に議題3 令和3年度上半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。

それでは、16ページをご覧ください。

No.187「橋梁点検業務委託（R3）」についてご説明いたします。

執行理由は、「平成26年7月1日の道路法施行規則の一部改正により必要な知識及び技能を有する者が近接目視により5年に1回橋梁等の点検を行うことが義務付けられたことに伴い、現在、67橋ある点検対象橋梁の内、本年度は15橋について点検を実施するもの。」です。

なお、当該橋梁点検は、橋梁の健全度を把握し、修繕計画に反映します。

随意契約理由は、

公益財団法人千葉県建設技術センターは、出資者である千葉県や県内市町村が施工する建設事業の円滑で効果的な執行の支援や、老朽化した社会資本の適切かつ確実な維持管理を実施する重要性の高まりを受け「技術支援」に関する新たな事業として、県内市町村が管理する公共施設の維持管理の支援を目的としています。

これらの趣旨に鑑み、センターと締結した「白井市が管理する道路施設における定期点検業務の実施に関する基本協定書」に基づき1者特命随意契約としたものです。

なお、市の技術者の不足を補い、国の定める統一的な基準による点検業務について、センターが受託し、発注することで、市の発注及び監督等の業務負担が軽減されるなどの支援を受けられる者は他にはなく、また、各市町村分を一括発注することによるスケールメリットにより経費の節減が見込まれます。

金額につきまして、一部誤りがありました。

設計金額と契約金額の税抜き額が1桁足りていませんでした。正しくは、20,818,400円となります。申し訳ございません。

落札率は100%です。

契約の相手方は、公益財団法人千葉県建設技術センターです。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「契約した法人は千葉県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的に設立されたとのことだが、民間企業との契約と比較して、当該法人と契約するメリットは何か。」ということで、

当市以外の県内市町村が同センターに委託しており、県内の橋梁を近隣市町村ごとにまとめて発注することにより、委託経費の削減を図ることができます。

また、設計・発注・監理業務を一括で発注でき、技術支援を受け、円滑に業務を行うことができます。

続きまして、18ページをご覧ください。

No.209「緊急通報装置貸与事業委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「在宅の独居高齢者等に対して緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、緊急通報装置の設置及び運用を委託するもの。」です。

随意契約理由は、本事業は利用者宅に緊急通報装置を設置することで、利用者が急病やけがなどの緊急時に、装置の通報ボタンを押すことにより、24時間看護師や相談員が常駐するセンターへ連絡が入り、必要に応じて救急車の出動要請や親族等への連絡等をお願いする仕組みとなっています。利用者の健康や介護等に関する相談も装置を通して行うことができ、また、センターから月1回の電話による安否確認を行っています。

本事業の利用者は283名で、利用者のほとんどが独居高齢者で機種の変更によって負担がかかり、使い慣れないことで通報が遅れ、早期の対応ができない事態も考えられることから、事業開始当初から委託し良好な実績のあるALSOKあんしんケアサポー

ト（株）と契約し、事業を実施することが最適と考え1者随意契約としたものです。

金額につきましては、設計金額 税抜きが 11,154,000 円に対し、契約金額税抜きで 10,944,000 円、落札率は 98.12%です。

契約の相手方は、ALSOKあんしんケアサポート株式会社です。

この案件には、委員より2つ、ご質問をいただいております。

1つめは「どのくらいの数を、どのような基準で、どのような世帯に貸与しているのか。」ということで、

貸与台数については、令和3年12月末現在で固定型が106台、携帯型が158台の合計264台です。

利用できる対象者は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者手帳2級以上の障害がある単身世帯等の方を対象に機器を貸与しております。

2つめは「通報装置はどこにつながり、どのようなサービスを受けられるのか。」ということで、

緊急通報装置は高齢者が急病やけがなどの緊急時に、装置の緊急ボタンを押すことにより、ALSOKあんしんケアサポート（株）において24時間常駐している看護師等のオペレーターに通報されます。

通報を受けたオペレーターは状況に応じて協力員等に安否確認の要請を行い、緊急の状況によっては、消防署等への要請を行っています。

また、センターでは24時間体制で看護師等の専門職のスタッフが医療・健康相談を受け付けているほか、月1回は利用者の安否確認等を目的とした電話連絡を行います。

20ページをご覧ください。

No.211 「【債】白井市公共施設包括管理業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「これまでの公共施設に付属する建築設備等の法定点検、保守管理などについては、施設所管課にて契約を締結し、履行管理、支払い事務等を行ってきたところですが、各課が施設ごとに契約し、重複した事務を行っており、仕様等にもばらつきがある状況となっている。

また、事務職員が事業者選定、契約、履行管理を担当しており、慣れない事務で大きな負担となり、現状把握や更新計画などまで手が回っていない状況となっている。

このようなことから、包括管理業務委託を導入し、管理情報の一元化による修繕・更新計画への情報の活用、包括的に契約することによる職員負担の軽減などを目的とし、また、対象とする施設の規模・用途が多岐にわたり、業務内容も広範であることなどから、プロポーザル方式により事業者から効率的で質の確保・向上が図れる提案を受け、

市にとって現状の課題を解決する最もメリットのある提案を採用し、公民連携による包括管理業務委託に移行するもの。」です。

随意契約理由は、

事業者から効率的で質の確保・向上が図れる提案を受け、市にとって現状の課題を解決する最もメリットのある提案を採用するためプロポーザル方式により随意契約としたものです。

本件は公募型プロポーザル方式としており、参加資格要件は、名簿の大分類「建築設備等保守・修繕」と「建物管理・清掃」の双方に登録があり、千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県に本店、支店等を有する者で、国又は地方公共団体等で平成29年度から本プロポーザルの募集要項公表日までに年間を通して建築設備の保守管理業務を完了した実績のある者、とし、2者から申し込みがありました。

金額につきましては、

設計金額 税抜き 484,920,000 円に対し、契約金額 税抜き 456,600,000 円、落札率は 94.16%で、契約の相手方は、大成有楽不動産株式会社千葉支店です。

この案件には、委員より3つ、ご質問をいただいております。

1つめは「業務の内容はどのようなものか。」ということで、

市有施設42施設の空調、昇降機、消防、受変電などの設備機器等の法定点検、維持管理等を包括的に契約するとともに、月に一度点検員が各施設を巡回し、不都合箇所等の報告やその場で修繕が可能なものは対応を行い、施設機能を維持保全するものです。

2つめは「プロポーザル方式とした理由は。」ということで、

対象とする施設の規模・用途が多岐にわたり、業務内容も広範であることなどから、公募型プロポーザル方式により事業者から効率的で質の確保・向上が図れる提案を受け、市にとって現状の課題を解決する最もメリットのある提案を採用し、公民連携による包括管理業務委託に移行するためです。

3つめは「プロポーザルの経緯はどのような状況か。」ということで、

2者が参加を表明し、一次審査にて参加資格の確認等を行ったところ、2者とも参加資格を満たしていたことから、二次審査にてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、優先交渉権者を選定しました。その後、優先交渉権者となった者と詳細な委託仕様等を協議し、契約締結後、履行の始期となる令和3年4月1日から業務を開始しました。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。質問等がある方はご発言願います。

なお、質問の際には、審議事案説明書の事業名、あるいは、No. をおっしゃっていただければと思います。

委員

No. 209の通報装置の繋がる先について、24時間常駐している看護師等オペレーターの対応となっておりますが、これは最寄りということではなく例えば東京等の中央の電話受付センターのようなところに繋がるということですか。

緊急時にどのような駆けつけ態勢があるのかという意味で教えていただきたいです。

事務局

場所までは把握していませんが、恐らく柏市等には常駐していると思います。

どこにいたとしても、その人が登録している方に連絡がいくというシステムになっています。

委員

通報を受けたオペレーターは状況に応じて協力員等に安否確認の要請を行うとありますが、この協力員等というのは最寄りにいる方でないと応じることは難しいと思いますので、最寄りの協力員というのはALSOKの社員の方々であるという認識で良いですか。

事務局

協力員は、近隣に住まれていれば家族の方、独居の方であれば近隣の民生委員さんですとか、その人が指定する近所の方をお願いすることもあるそうです。基本的には家族の方になると思います。

委員

20ページについて修繕が可能なものは対応していくとあり、恐らく5年間の金額の中で行うということだと思いますが、この業務委託の中で可能なものとそうでない別の金銭的なものが発生するか等はその都度協議して決めていくのでしょうか。

事務局

柵締めすることや手持ちの消耗品、ネジ等は出せるのですが、鍵の蝶番が壊れた場合はできないということで、その場で簡単に調整する程度の修繕は可能であるというよう

に考えています。

中にはグレーゾーンなものもあると思いますので、それはその都度協議になってくると思いますが、基本は追加で道具を買うものはできず、その場の消耗品の中で対応できる範囲だと聞いています。

委員

今回契約期間が5年間と長いですが、市の規定上「このような場合であれば5年間の契約を結ぶことができる。」等、いくつか業務の中身によって規定されていると思いますが、この場合5年間の契約を結んで問題ないという確認をさせていただきたいです。

事務局

当市でこれは債務負担行為ということで5年間予算を取っているものです。何年契約にするという規定は特にありません。

この業務を始める時に、相手方は5年間でこの金額で行うということは、5年先物価が上がってもハイパーインフレほどではない多少の増減であれば、業者は基本的に上げられない、これは物価が下がった場合の当市も同様ですが、そういう契約になります。

今年度から始めた業務委託なので相当詰めて、長期の契約をするときはどこまでリスクをとれるかということ話し合っただけで5年であれば問題ないと判断し、応募の際にも5年と示しているの、応募する側の民間会社が5年であればリスクがとれる、リスクがとれないのであれば応募しないというように判断できると思います。

委員

今回の入札につきまして、測量コンサルタント業務の落札率が50%前後であるものが6件ありました。

直近で1年半ほど前にも委員から、測量コンサルタント業務において最低制限価格の導入について市はどう考えているのかという質問がありまして、その際には市からは、千葉県内の全ての市で細かく今の導入状況を、測量コンサルタントに限らず全ての業務においてどういう状況か説明がなされました。

印旛地域につきましても7市のうち2市だけ測量コンサルタント業務において最低制限価格を導入しているという状況なので、白井市としてはまだちょっとという説明をなされました。

今回のように50%前後になりますと、そもそも市として最低制限価格の導入の是非について、次回までにご検討いただきたいです。

他の市がどうというよりも、必要であると考えれば導入されるべきだろうと思いますし、必要でないと判断すればそれで良いと思います。周りの市あるいは県がどうかということを加味しながら判断するのは必要ないのではないかと思います。

現時点で何かお考えあればご説明いただいても結構です。

事務局

現時点では申し上げられないです。

前の経緯がわからなくて大変恐縮なのですが、測量コンサルタント業務委託が60%程度で安すぎるのではないかということだと思います。

一般競争入札の場合は最低制限価格を設けて「安かろう悪かろう」にならないようにしていますが、今回のような指名競争入札の場合はこちらから信用のおける業者を指名できているため、最低制限価格を設けていないというのが現状です。

ご提案いただいたので、上の会議に諮って決めようと思いますが、委員会として設けるべきであるという意見をいただいたわけではなく、設けるか設けないかをしっかり検討してほしいということによろしいでしょうか。

委員

はい。周辺の市はほとんど設定してないため現状でいきたいということでしたので、市の見解がどういったものだったのかというのを教えていただきたいだけです。決して誘導しているわけではございません。

事務局

わかりました。それでは入札契約制度検討委員会に諮ることにしたいと思います。

次に議題4 その他についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。

委員より特定の事業者について質問がありました。

上半期で6件の工事を落札している業者があるが、規模的な点で問題のない業者か、ということ

この業者は、市内業者の中では格付けが高く、技術者の人数も他の市内業者より多い業者です。

御指摘の6件の工事については、技術者の専任配置を要する工事は1件のみで、当該工事には他の5件の工事には配置されていない技術者を配置しています。

また、技術者の専任配置を要しない工事では2つの工事の技術者を兼務している場合がありますが、問題が発生したとの報告はありません。過去の工事においても工事検査結果が著しく低かったことはなく、概ね良好に施工されています。

なお、本市では一般競争入札の参加申請書に同じ日に開札する入札案件を何件まで受注できるか予め記載することとなっておりますので、業者の対応可能範囲を超えた受注はないものと考えています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。質問等がある方はご発言願います。

委員

2つの工事の技術者を兼務している場合があるが、問題が発生したとの報告はありませんとのことですが、ルール上2つの工事の技術者を兼務しているということ自体は問題ないのでしょうか。

事務局

問題ないです。

事務局

本委員会は上半期・下半期の年2回でお願いしており、本来の役割というのが担任する事務が条例で決まっております、市が発注する工事・委託その他の契約に関わる入札及び契約手続き並びに入札及び契約の過程にかかる再苦情について、調査・審議することがまず1つあります。

これについて入札等で苦情等があつて、審議会にかけたということが過去にあったのでしょうか。

委員

私の記憶ではないです。

事務局

市の入札及び契約に関する事項において、必要に応じて市長に意見を述べるということと年2回上半期・下半期で次回は7月に開催することになっています。

そこで提案なのですが、次回7月は開催しますがもし委員さんたちに不都合がなければ、年に1回、1年分を見ていただくということは可能でしょうか。

現在は年2回に分けて大量の資料を送らせていただいておりますが、例えば令和4年分を1年分こちらでまとめさせていただいて、年に1度、7月くらいに会議を開いて1年分をまとめて見ていただく方が、ご足労いただくのも大変恐縮だと思っておりますので、いかがでしょうかというご相談です。

もし再苦情ということがあれば、それは随時お願いすることになると思うのですが、定例を2回で行っているところを1回でやっていただくということが可能であるのか、ご相談したいと思っております。

委員

もし1回にするのであれば、今の段階だと抽出案件は一般競争入札1件、指名競争入札1件でやっていますが、それを2件ずつということですか。

事務局

そうですね。ただ、とても大変だと思うので私たちの方で話し合った中では、例えば、これまでの傾向からして1者しか入ってこなかったものや、落札率が非常に高かった・安かったもの等、怪しそうなものをこちらで予めマーカ―を引かせてもらってお示した方が、もちろん全てお示ししますが、その方が資料を探しやすいかと思います。

今年の7月の会議の際に全て出した中でこういう基準で抽出してマーカ―を引いたのでどうですか、というようにお示ししますので、それで良ければ次の年から定例は年に1回にするという風にしていき、随時があればその都度お願いすることにはなりますがいかがでしょうか。

委員

年1回で困るということはありませんが、今までの前半部分のタイムリーさは失われるので、その辺りで何か弊害がないのか少し心配です。

自分としては1回でやるとなったら「わかりました。」となります。

事務局

私たちも何か問題があるか考えたのですが、委員さんの手間がこの倍になってしまうのが非常に心苦しいというところです。

委員

今この半年分でも資料をいただいた限りは落ちこぼれがないようにじっくり見させていただいています。それでもかなりの時間を要するわけです。市の方で予め濃淡をつけた資料を作られるとしても立場上全てに目を通さなくてはいけないと思っていました、それが1度に1年分みるというのはちょっと、というのが率直な意見です。

事務局

急なお話で申し訳なかったのですが、どちらが負担にならないのかというのは私たちでは計り知れないところがあるので、どちらがよろしいのかというお話をさせていただきました。

委員

抽出というのは、当然理由も添えてメールでお伝えしていますので、委員からお話があったように1年分となると、今の倍の時間をかけて抽出するのだな、というのは確かにありますね。

委員

一般で確認したい・質問したいというのを3つくらい挙げて、私の中で絞り込んでいくわけです。そこは結構時間をかけて見ていまして、その全体のボリュームが増えます

とちょっと、ということです。

事務局

わかりました。そういうことであれば、来年以降も年2回で考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

委員長

それでは、本日の予定はすべて終了いたしました。
以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。
本日はありがとうございました。お疲れさまでした。